



## 児童の健全な育成や福祉の増進などのために 各種手当等を利用してください

各制度には所得制限や申請に必要な書類などがあります。詳しい内容や申請方法などは、事前に各課に問い合わせてください。

### 障がいのある子どもがいる家庭

固市福祉課障がい福祉係 ☎26-5733、  
各総合支所地域振興課健康福祉係

#### ● 特別児童扶養手当

**支給対象** / 身体または知的に中度以上の障がいのある20歳未満の児童の養育者で、児童が児童福祉施設に入所していないか、または公的年金を受給していない方 ▶  
**支給金額** / 【1級】1人につき月額49,900円 【2級】1人につき月額33,230円(平成26年度改定)

#### ● 心身障がい児養育手当

**支給対象** / 身体または知的に障がい(身体障害者手帳1級～6級または療育手帳A・B)のある20歳未満の児童の養育者 ▶  
**支給金額** / 1人につき月額3,000円

#### ● 障害児福祉手当

**支給対象** / 身体または精神に重度の障がいがあり、常時介護を必要とするおおむね3歳以上20歳未満の方で、保育所や通園施設などを除く児童福祉施設に入所していない方、障がいを事由とする公的年金などの給付を受けていない方 ▶  
**支給金額** / 14,140円

#### ● 障がい児補装具費支給事業

補装具の購入、修理前に申請の相談をしてください。

**対象** / 身体障害者手帳の交付を受けている児童の養育者 ▶  
**種目** / 補聴器、義手・義足、車いす、座位保持装置など ▶  
**支給金額** / 費用の原則1割を利用者が負担。所得に応じて上限額あり

#### ● 障がい児日常生活用具給付事業

用具の購入前に申請の相談をしてください。

**対象** / 身体障害者手帳の交付を受けている児童の養育者 ▶  
**種目** / 頭部保護帽、電気式たん吸引器、ネブライザー(吸入器)、住宅改修費など ▶  
**支給金額** / 費用の原則1割を利用者が負担。所得に応じて上限額あり

#### ● 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

用具の購入前に申請の相談をしてください。

**対象** / 小児慢性特定疾患治療研究事業受給者証の交付を受けている児童の養育者(障がい児補装具費支給事業、障がい児日常生活用具給付事業の対象となっている児童の養育者を除く) ▶  
**種目** / クールベスト、紫外線カットクリーム、パルスオキシメーターなど ▶  
**支給金額** / 所得に応じて自己負担あり

### ひとり親家庭

固市子育て支援課家庭支援係 ☎26-5734、  
各総合支所地域振興課健康福祉係

#### ● 児童扶養手当

**支給対象** / 次の①～⑦のいずれかに該当する児童(18歳になった年度末までが対象。障がい児は20歳未満)を養育しているひとり親家庭などの方 ①父と母が離婚した児童 ②父または母が死亡した児童 ③父または母が一定程度の障がいの状態にある児童 ④父または母の生死が明らかでない児童 ⑤父または母に1年以上遺棄(置き去り)されている児童 ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑦父または母が法令により1年以上刑務所などに拘禁されている児童 ⑧婚姻によらないで出生した児童 ▶  
**支給金額** / 実際に養育している児童の人数、申請者本人(父または母など)、同居家族の所得などで決定

#### ● ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

**支給対象** / 就労に必要なホームヘルパーなどの資格取得やパソコン講座などを受講するひとり親家庭の父または母で、次の全ての要件を満たす方 ①本市に住所を有し、児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準である ②受講開始日に雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有していない(雇用保険法による教育訓練給付金との同時受給はできません) ▶  
**支給金額** / 受講料の20%

#### ● ひとり親家庭高等技能訓練促進費

**対象** / 看護師、介護福祉士、保育士などの資格取得のために専門学校などの養成機関に2年以上通学するひとり親家庭の父または母で、次の全ての要件を満たす方 ①本市に住所を有し、児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準である ②養成機関で2年以上の教育課程の修了および当該資格の取得が見込まれる ③就業・育児と修業の両立が困難である ▶  
**支給金額** / 【市民税非課税世帯】月額100,000円 【市民税課税世帯】月額70,500円



# 元気な高齢者の方や家族の方が、生き生きとした生活を送るために 高齢者福祉サービスを利用してください

●お問い合わせ／市福祉課地域福祉係 ☎26-5731

元気な高齢者の方や家族の方が、生き生きとした生活を送ることができるように本市では独自サービスを実施しています。10月以降の申請は半額になるものもありますので、利用を希望する方は、早めに申請してください。

## ほっとふくし券事業

在宅で介護を受けている方へ市の指定する福祉などのサービスに利用できる、ほっとふくし券を交付しています。

### 【一般券】

**対象**／次のいずれかの条件を満たす方 ①要支援1以上と認定され、前年度の介護保険料所得段階が3段階以下(市民税世帯非課税)の方 ②要介護3～5と認定され、前年度の介護保険料所得段階が4段階(市民税本人非課税)で、かつ同一世帯の市民税所得割合計が10,000円未満の方 ▶**利用内容**／福祉乗合バス(るんるん・ぐるっと)回数券購入・デマンドタクシー使用料、タクシー運賃、配食サービス(市で実施するサービスを除く)、有償ヘルパー(市で実施するサービスを除く)、リハビリパンツなどの購入、定期航路運賃 ▶**交付金額**／年間10,000円～30,000円で介護度と介護保険料の区分により交付(申請が10月以降の場合は5,000円～15,000円)

◆障がい者ほっとふくし券との重複交付はできません。

### 【在宅紙おむつ専用券】

**対象**／認知症や寝たきりにより常時失禁状態と認められ、かつ要介護1～5と認定され前年度の介護保険料所得段階が4段階以下(市民税本人非課税)の方 ▶**利用内容**／市に登録した店での紙おむつなどの購入 ▶**交付金額**／年間35,000円～100,000円を介護度と介護保険料の区分により交付(申請が10月以降の場合はおおよそ半額)

### 【ストレッチャー車専用券】

**対象**／要介護4または5と認定され、座位が保てず通院などにストレッチャー車両が必要な方で、前年度の介護保険料所得段階が4段階以下(市民税本人非課税)の方 ▶**助成内容**／片道2枚まで使用可能な1,000円の助成券を年間6往復分(24枚)交付(申請が10月以降の場合は半額)

### 【訪問理容・美容サービス専用券】

**対象**／要介護1～5と認定され、前年度の介護保険料所得段階が4段階以下(市民税本人非課税)の方 ▶**助成内容**／市に登録した事業所に訪問理容・美容を依頼する場合、出張費用として1回1,000円の助成券を5回分交付

### 【寝具洗濯乾燥消毒サービス専用券】

**対象**／要支援1以上と認定された高齢者のみの世帯に属する方で、前年度の介護保険料所得段階が4段階以下

(市民税本人非課税)の方 ▶**助成内容**／布団、毛布などの洗濯消毒乾燥サービスを市に登録した事業者へ依頼する場合、サービス費用分として1,000円の助成券5枚を交付

### 【はり・きゅう・マッサージ等利用助成券】

**対象**／平成26年度中に満年齢で70歳以上になる方(昭和20年3月31日以前生まれ) ▶**助成内容**／施術1回につき1,000円の助成券を12回分交付(申請が10月以降の場合は6回分)

## やさしい生活支援事業

### 【福祉機器購入などに対する助成】

購入や工事着工の前に申請してください。

**対象**／満65歳以上の方(対象品目によっては70歳以上のもの、その他要件があるものもあります)で、過去に同助成事業で限度額まで助成を受けていない方 ▶**対象となるもの**／①手すり ②和式便器から洋式便器への交換の際の便器代 ③シルバーカー ④つえ ⑤入浴補助用具 ⑥電動自転車 ⑦玄関ステップ ▶**助成金額**／市が認める機器購入費用などの2分の1の額で1回の申請当たり100,000円以内、一生涯で150,000円以内(予算額に達した時点で締め切り)

◆他制度との重複利用はできません。

◆②は世帯構成員が全員65歳以上の世帯に限る。

◆⑥は3分の1の額で30,000円以内で1度限り。

### 軽度生活援助事業

**対象**／おおむね65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯の方で、疾病、認知症、虚弱などの理由で生活の一部に援助を要する方 ▶**内容**／住居内の掃除、ごみ出し、灯油つめ、買い物、除雪 ▶**利用時間**／1時間以内 ▶**利用料金**／30分以上1時間以内210円、30分未満110円

### 緊急通報システム事業

**対象**／おおむね65歳以上のひとり暮らしの方で突発的に生命に危険な症状を発生する持病を有する方など ▶**内容**／緊急時に迅速に関係機関に対応してもらうため、緊急通報の機器を貸与 ▶**利用料金**／所得税課税世帯は月額1,490円の賃貸料あり。通常の電話料金は自己負担